

平成28年度 近江牛魅力発信事業
“しがのプレミアムツアー” づくり
近江牛関連情報アクセス向上推進事業

—事業の手引き—

平成28年9月

「近江牛」生産・流通推進協議会
滋賀県農政水産部畜産課

目次

事業の手引き.....	1
近江牛関連情報アクセス向上推進事業実施要領.....	9
申請様式.....	16
事業案内チラシ.....	29

1. 事業概要

昨年、訪日外国人観光客数は1,973万人を記録し、過去最高となりました。さらに、今年も上半期（1～6月）で滋賀県で1,171万人と昨年同期比28.2%と高い伸びを示しています。「近江牛」生産・流通推進協議会では、滋賀県が進める「近江牛を核としたインバウンド観光“しがのプレミアムツアー”づくり」の一環として、昨年度から県内の認定「近江牛」指定店等（飲食店ならびに宿泊施設）で訪日外国人観光客の利便性向上のために、事業に取り組む場合、その費用の一部を補助しており、今年度についても継続して実施しますので、ぜひご利用ください。

取組項目

この補助金の対象となる取組は以下の4項目です。各取組に関する詳細は、後のページで説明します。

なお、昨年度と同一の取組を継続することはできませんのでご注意願います。

I メニュー表およびホームページの多言語化 → P4

II Wi-Fi アクセスポイントの設置 → P5

III インバウンド講習会への参加、講師の招へい → P7

IV 外国語ショッピングカード等の作成 → P8

2. 補助対象者

この補助金の対象者は下記のいずれかに該当する滋賀県内で近江牛料理を提供する店舗（飲食店または宿泊施設）です。

- ① 認定「近江牛」指定店
- ② 「近江牛」生産・流通推進協議会の構成10団体の会員（組合員）が営む店舗
- ③ 認定「近江牛」指定店への登録を予定している店舗

（以下本手引書では、①～③の店舗を合わせて「近江牛料理提供店」といいます。）

※ 小売店（精肉店）、卸売事業者および県外の店舗は本補助金の対象となりません。

3. 申請受付期間

平成28年9月20日（火）から平成29年1月31日（火）まで

※予算の範囲内で先着順とします。

4. 補助対象となる事業実施期間について

交付決定の通知日から平成 28 年 2 月 28 日（火）までとします。

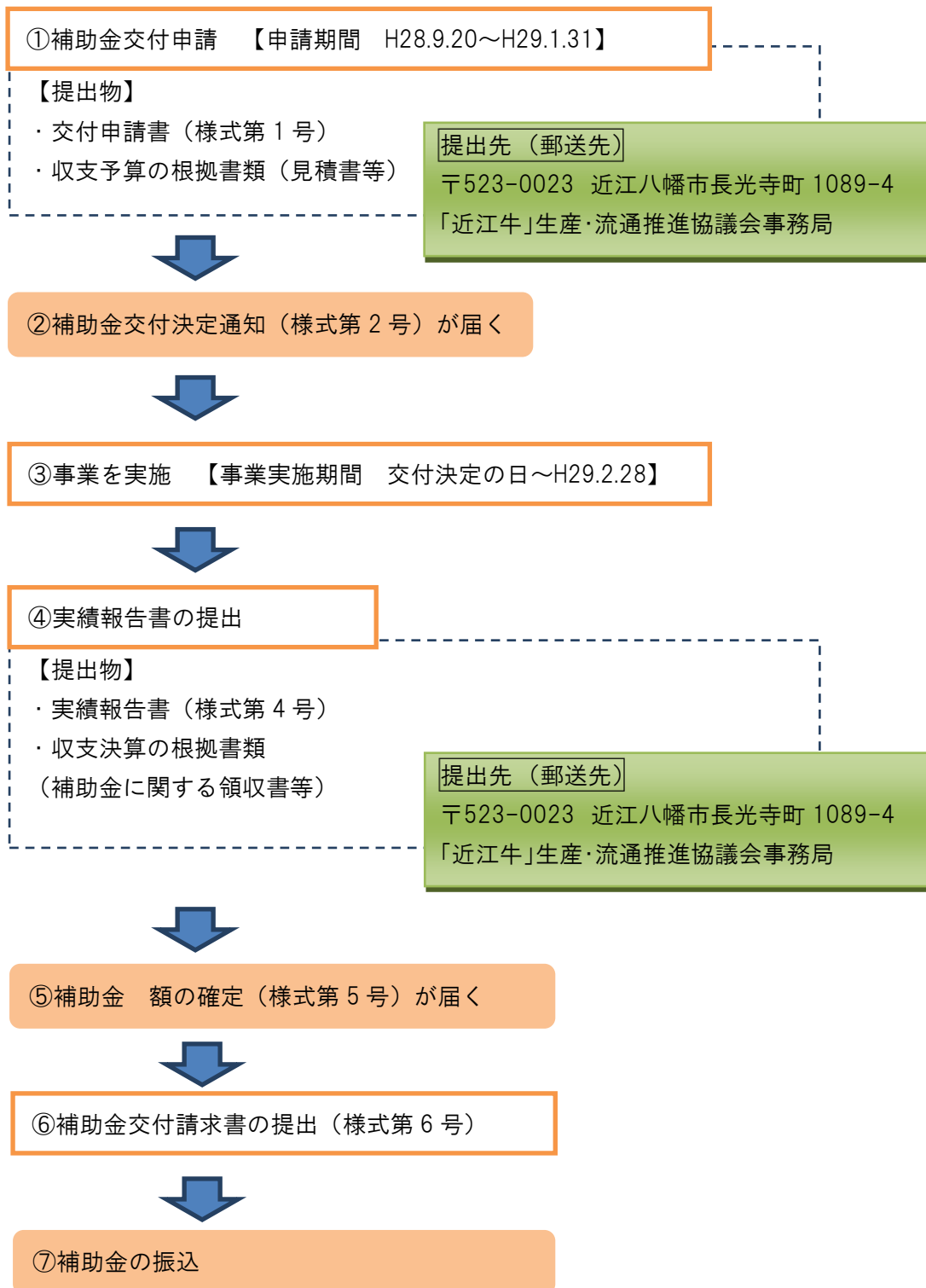
事業実施期間のあいだに全ての取組を完了し、実績報告書を提出する必要があります。

※ 補助金申請は、事業実施前に必要書類をそろえて申請ください。すでに同様の取組を開始しているもの、取組が完了しているものは、補助対象外となります。

※ 交付決定通知の前に取組を開始した場合も補助対象外となります。

5. 手続きの流れ

事業の手続きは、以下のフローのとおりになっています。



I. メニュー表、店舗ホームページの多言語化

近江牛料理提供店が、訪日外国人観光客の利便性向上のために、メニュー表や店舗ホームページの多言語化に取り組む場合、その取組費用の一部を補助します。

(1) 補助対象となる経費

- ◆ **メニュー表、店舗ホームページの多言語化に要する経費**
(翻訳代、印刷費、ホームページ作成費 等)

日本語に加えて、新たに他の外国語表示を行う場合に補助対象となります。

外国語は、英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、タイ語のうち、1以上の言語の表示が必要です。

※ 以下の経費は補助対象となりませんので注意してください

- ホームページ設置にかかる初期費用、維持管理、保守に係る経費
- 多言語化に関連しないメニュー表やホームページの作成・改修費、デザイン費等
- 別に国からの補助金を受けている場合

※ 県や市町、その他団体から補助金を受けている場合は補助対象とならない場合があります。ご注意ください。

(2) 補助率および補助上限額

補助金額は補助対象経費の半額です。各取組で補助を受けることができますが、取組ごとに補助上限額は決まっており、下表のとおりです。

取組	補助率	補助上限額
商品メニュー	1/2	4万円（補助対象経費が8万円以上の場合）
店舗ホームページ	1/2	10万円（補助対象経費が20万円以上の場合）

Ⅱ. Wi-Fiアクセスポイントの設置

訪日外国人観光客がスマートフォンなどを使って、旅行先の情報収集やSNSでの情報発信ができるよう、近江牛料理提供店がその店舗内に無料Wi-Fi（公衆無線LAN）アクセスポイントを設置する場合、設置経費の一部を補助します。

(1) 補助対象となる経費

Wi-Fi（公衆無線LAN）アクセスポイントの設置に要する経費

具体的な経費の例

- 機器購入費：無線LANルータ（アクセスポイント）代金
- 設置工事費：電源設置工事、配線工事、その他無線LAN設置（共通SSIDへの変更等を含む）に係る工事に要する経費
- 新規に無線LANを導入する場合
：光回線やADSL回線の整備に要する経費（契約料、工事費等）

Wi-Fiアクセスポイント設置の要件

- ◆ キャリアフリー*であること
- ◆ 不特定多数の利用者が無料かつ容易にサービスを利用できること
- ◆ 店舗内にアクセスポイントを設置すること

※キャリアフリー

利用者が契約している通信事業者の別に関わらずWi-Fiの利用が可能であることをいいます。（特定の携帯電話会社等のユーザーのみが利用できるタイプのアクセスポイントの設置は補助対象外です。）

※ 以下の経費は補助対象となりませんので注意してください



- ランニングコストに該当するレンタル料・回線使用料・電気料等の各種費用

※国、県、市町、その他団体から補助金を受けている場合は、補助対象とならない場合があります。ご注意ください。

(2) 補助率および補助上限額

取組	補助率	補助上限額
Wi-Fiアクセスポイントの設置 ※補助対象となるアクセスポイントは1店舗につき1台までとします。	1/2	2万円 (補助対象経費が4万円以上の場合)

【参考】無料公衆無線LANの取扱事業者の事例

Wi-Fiサービスの名称	問合せ先	アクセスポイント設置に関する主な注意事項	補助事業に関する注意事項	利用者接続方法
Do SPOT (ドゥ・スポット) (びわ湖_Free_Wi-Fi) SSID : Biwako_Free_Wi-fi	NTT西日本 http://www.do-spot.net/  	<ul style="list-style-type: none"> ▶ NTT西日本提供の「フレッツ光」に加入する必要があります。 ▶ アクセスポイントは貸与（月額利用料金が発生）となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 無線アクセスポイント月額利用料金として500円が別途必要（ランニングコストにつき補助対象外） ※ 既に「フレッツ光」を利用している場合は、状況により設置工事等が不要で、補助対象経費が発生しないことがあります。 	(認証時) メールアドレスの登録が必要
FREESPOT (フリースポット) SSID : FREESPOT	FREESPOT協議会 http://freespot.com/ 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ インターネット回線とプロバイダの種類は問わない。 ▶ アクセスポイント (Wi-Fiルーター : FS-600DHP (バッファロー社製)) を購入する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ アクセスポイント (ルータ) 購入費は補助対象になります。 <p style="text-align: center;">Wi-Fiルーター : FS-600DHP 販売価格23,800円 (税抜) (FREESPOT協議会資料による)</p>	(認証時) メールアドレスの登録が必要

経費、方法、メリット、デメリット等は、取扱事業者により異なります。

本資料は、平成27年12月現在の情報をもとに取りまとめたものですが、情報の正確性に関するトラブル等については責任を負いかねますので、導入にあたっては必ず事業者 서비스에の詳細をご確認ください。

Ⅲ. インバウンド講習会への参加ならびに講師の招へい

近江牛料理提供店が、インバウンド対応を目的とした講習会への参加、もしくは社内講習会開催のため講師のを招へいする場合、その取組費用の一部を補助します。

(1) 補助対象となる経費

- ◆ 講習会の受講に必要な経費（講習会参加料、教材費、交通費および宿泊費）
- ◆ 講師への謝礼（謝金、交通費および宿泊費）

※ 以下の経費は補助対象となりませんので注意してください

- 書籍購入費のみの補助金申請
（補助を受けるためには、講習会への参加や講師の招へいを伴うことが条件です。）
多言語化に関連しないメニュー表やホームページの作成・改修費、デザイン費等
- 別に国からの補助金を受けている場合

※ 県や市町、団体から補助金を受ける場合は補助対象とならない場合があります。ご注意ください。

(2) 補助率および補助上限額

補助金額は補助対象経費の半額です。各取組で補助を受けることができますが、取組ごとに補助上限額は決まっており、下表のとおりです。

取組	補助率	補助上限額
インバウンド講習会への参加 ならびに講師の招へい	1/2	5万円（補助対象経費が10万円以上の場合）

Ⅳ. 外国語ショップカード等の作成

近江牛料理提供店が、近江牛の魅力や店舗情報を訪日外国人観光客に対して簡潔でわかりやすく伝えるために、外国語対応のショップカードやリーフレットを作成する場合、その取組費用の一部を補助します。

(1) 補助対象となる経費

- ◆ 外国語対応のショップカードやリーフレットの作成に要する経費
(デザイン費、翻訳費、印刷費 等)

【注意してください】

外国語は、英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、タイ語のうち、1以上の言語の表示が必要で、作成する紙面の概ね3割以上が含まれている必要があります。

また、紙面には、店舗に関する情報だけでなく、近江牛の魅力を伝える内容を含む必要があります。

※ 以下の経費は補助対象となりませんので注意してください

- セール告知や広告チラシのような、短期間での利用を想定した内容が掲載されているもの
- 別に国からの補助金を受けている場合

※ 県や市町、団体から補助金を受ける場合は補助対象とならない場合があります。ご注意ください。

(2) 補助率および補助上限額

補助金額は補助対象経費の半額です。各取組で補助を受けることができますが、取組ごとに補助上限額は決まっており、下表のとおりです。

取 組	補助率	補助上限額
外国語ショップカード等の作成	1/2	5万円（補助対象経費が 10万円以上の場合）

近江牛関連情報アクセス向上推進事業実施要領

平成28年9月20日

(趣 旨)

第1条 「近江牛」生産・、近江流通推進協議会(以下、「当協議会」という。)は、滋賀県が実施する「近江牛」と滋賀の観光と組み合わせた訪日外国人向けインバウンド観光“しがのプレミアムツアー”づくりの一環として、訪日外国人観光客が近江牛に関連する情報へのアクセスが容易となるよう、近江牛料理を提供する店舗が進める情報基盤整備に対して補助金を交付する「近江牛関連情報アクセス向上推進事業」を実施する。

本補助金の交付については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則、近江牛関連情報アクセス向上推進事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象および補助額)

第2条 補助対象者、取組内容、事業実施に関する要件、補助率および補助額は別表に定めるところによる。

(交付申請)

第3条 補助金の交付申請をしようとする者は、必要な書類を添えて補助金交付申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。補助金交付申請書の提出部数および提出期日は次のとおりとする。

(1)提出部数:1部

(2)提出期日:平成28年9月20日から平成29年1月31日まで

2 補助事業者は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(交付決定)

第4条 会長は、補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類審査等を行い内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

2 会長は、補助金交付申請をした者もしくはその役員等(法人(法人格を有しない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。)である場合にあっては役員、管理人および支配人ならびに営業所等の代表者、個人である場合にあっては営業所等の代表者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定をしないことができる。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者
- 3 会長は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付条件)

第5条 会長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(決定の通知)

第6条 会長は、補助金の交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

(事業変更の承認)

第7条 補助事業者は、第6条の規定による補助金の交付決定を受けた後に、別表に掲げる項目に該当する変更を行おうとするときは、あらかじめ補助事業変更交付申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の変更承認をする場合、必要があると認めるときは、当該申請書にかかる事項について、変更を指示することができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業実績報告書に会長が別に定める書類を添えて会長に報告しなければならない。

2 補助事業実績報告書(様式第4号)の提出部数および提出期日は次のとおりとする。

(1)提出部数:1部

(2)提出期日:事業完了後30日以内または平成29年2月28日のいずれか早い日

(補助金の額の確定)

第9条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第10条 会長は、第8条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

(補助金の交付)

第11条 第9条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第6号)に関係書類を添えて会長へ提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 会長は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令等またはこれに基づく会長の処分違反したときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。補助事業者またはその役員等が第4第2項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合についても、同様とする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項または第2項の規定による取消しをした場合に準用する。

(補助金の返還)

第13条 会長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 会長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 会長は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長し、または返還の命令の全部もしくは一部を取り消すことができる。

4 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、融通の目

的を達成するためとった措置および補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(加算金および延滞金)

第14条 補助事業者は、第12条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額)につき年 10.75 パーセントの割合で計算した加算金を当協議会に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した延滞金を当協議会に納付しなければならない。

3 会長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により加算金または延滞金の全部または一部を免除することができる。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得したものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的にそって、その効率的運用を図らなければならない。

(帳簿等の整備保管)

第16条 補助事業者は、この事業に係る経理については他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿および関係書類を整備保管するものとする。なお、その保存期間は、5年間とする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付則 この要領は、平成28年9月20日から施行し、平成28年度補助金に適用する。

別 表

補助対象者および 取組内容	補助要件	補助率または 補助額	重要な変更
<p>次の①～③のいずれかの要件に該当し、近江牛料理を提供する県内の店舗における(1)から(5)に掲げる訪日外国人観光客受入態勢づくりの取り組み」</p> <p>①認定「近江牛」指定店</p> <p>②「近江牛」生産・流通推進協議会構成10団体の会員店舗</p> <p>③認定「近江牛」指定店加入予定店舗 (以下、「近江牛料理提供店」という。)</p> <p>(1)料理メニュー表の多言語化</p> <p>(2)店舗HPの多言語化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (1)～(5)の取組を重複して実施した場合、それぞれ補助対象とすることができる。 ● <u>左欄の「取組内容」について、前年度と同一の取組項目を今年度も引き続き実施することはできない。</u> ● 近江牛料理提供店がメニュー表、HPの多言語化に取り組む場合は、英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、タイ語のうち、1言語以上が含む必要がある。 ● 補助対象経費は、翻訳代、印刷費、ホームページ作成費とする。 ● ホームページ設置にかかる初期費用、維持管理、保守に係る経費や多言語化に関連しないメニュー表やホームページの作成・改修費、デザイン費等は補助対象経費としない。 	<p>補助率1/2 (補助総額 2,700千円)</p> <p>(1)補助率 1/2 (1店舗上限額 4万円)</p> <p>(2)補助率 1/2 (1店舗上限額 10万円)</p>	<p>①事業の廃止</p> <p>②取組の追加および取りやめ</p> <p>③取組項目ごとに補助金の増額を伴う事業費の増加</p>

取組内容	補助要件	補助率または補助額	重要な変更
(3)Wi-Fiアクセスポイントの設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置するWi-Fiアクセスポイントは、無料かつキャリアフリーで不特定多数の人が利用できること。 ● Wi-Fiアクセスポイントの設置に当たっては、アクセスポイント購入費および設置工事費を対象とし、指定店1店舗につき、1台のみを補助対象とする。 ● 補助対象経費は機器購入費（無線LANルータ（アクセスポイント）代金）、設置工事費（電源設置工事、配線工事、その他無線LAN設置（共通SSIDへの変更等を含む）工事にかかる経費、新規に無線LANを導入する場合には、光回線やADSL回線の整備に要する経費（契約料、工事費等）とする。 ● ランニングコストに該当するレンタル料・回線使用料・電気料等の各種費用は補助対象としない。 	(3) 補助率1/2 (1店舗上限額 2万円)	

取組内容	補助要件	補助率または補助額	重要な変更
(4)インバウンド対策を目的とした講習会への参加や講師の招へい (社内講習会の開催)	<ul style="list-style-type: none"> ● インバウンド対応を目的とした講習会への従業員の参加や社内講習会の開催を対象とする。 ● 補助対象となるのは、講習会の受講に必要な経費(参加料、教材費、交通費および宿泊費)や講師への謝礼(謝金、交通費および宿泊費)とする。 ● 参加料、教材費、講師への謝金、宿泊費については、領収書があるもののみ補助対象とする。 	(4) 補助率1/2 (1店舗上限額 5万円)	
(5)外国語対応のショップカードや店舗案内リーフレット等の作成・印刷	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国語対応の店舗や店内の案内、メニュー等の情報が記載されたショップカードやリーフレット等の作成を補助対象とする。 ● 紙面全体の文字のうち、外国語(英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、タイ語のうち、1言語以上)が概ね3割以上含まれること。 ● 紙面には、近江牛をPRする内容を必ず盛り込むこと。 ● 補助対象経費は、デザイン費、翻訳費、写真撮影費、印刷費とする。 ● セール告知や広告チラシのような、短期間での利用を想定したものは補助対象外とする。 	(5) 補助率1/2 (1店舗上限額 5万円)	

(様式第1号)

平成 年 月 日

「近江牛」生産・流通推進協議会
会長 田 中 正 一 様

住所又は所在地
申請者 施設 の 名称
代表者 氏 名
連絡先 TEL

印

平成28年度近江牛関連情報アクセス向上推進事業費補助金 交付申請書

近江牛関連情報アクセス向上推進事業に係る補助金の交付を受けたいので、平成28年度近江牛関連情報アクセス向上推進事業実施要領第3条の規定により申請します。

記

1 事業内容

(1) 実施する取組

取組項目 (取り組む項目の□に✓を入れる)	取組内容												
<input type="checkbox"/> メニューの多言語化	今回、多言語化に取り組む言語の□に✓を入れる <table border="1" data-bbox="759 546 1315 689"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 英語</td> <td><input type="checkbox"/> 韓国語</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)</td> <td><input type="checkbox"/> タイ語</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)</td> <td></td> </tr> </table> 既に多言語化済みの言語に□に✓を入れる。 <table border="1" data-bbox="759 734 1315 878"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 英語</td> <td><input type="checkbox"/> 韓国語</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)</td> <td><input type="checkbox"/> タイ語</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 韓国語	<input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)	<input type="checkbox"/> タイ語	<input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)		<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 韓国語	<input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)	<input type="checkbox"/> タイ語	<input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)	
<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 韓国語												
<input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)	<input type="checkbox"/> タイ語												
<input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)													
<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 韓国語												
<input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)	<input type="checkbox"/> タイ語												
<input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)													
<input type="checkbox"/> ホームページの多言語化 多言語化に取り組む ホームページアドレス： <input type="text" value="http// :"/>	今回、多言語化に取り組む言語の□に✓を入れる <table border="1" data-bbox="759 938 1315 1081"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 英語</td> <td><input type="checkbox"/> 韓国語</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)</td> <td><input type="checkbox"/> タイ語</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)</td> <td></td> </tr> </table> 既に多言語化済みの言語に□に✓を入れる。 <table border="1" data-bbox="759 1126 1315 1270"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 英語</td> <td><input type="checkbox"/> 韓国語</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)</td> <td><input type="checkbox"/> タイ語</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 韓国語	<input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)	<input type="checkbox"/> タイ語	<input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)		<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 韓国語	<input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)	<input type="checkbox"/> タイ語	<input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)	
<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 韓国語												
<input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)	<input type="checkbox"/> タイ語												
<input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)													
<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 韓国語												
<input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)	<input type="checkbox"/> タイ語												
<input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)													
<input type="checkbox"/> Wi-Fi アクセスポイント設置	提供事業者（プロバイダ） <input type="text"/> サービス名 <input type="text"/> 利用制限（接続時間等） <input type="text"/>												
<input type="checkbox"/> インバウンド対応を目的とした 講習会への参加や講師の招へい	今回、取り組む予定の事項の□に✓を入れる <table border="1" data-bbox="759 1610 1315 1771"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 講習会出席</td> <td><input type="checkbox"/> 講師招へい</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 接遇</td> <td><input type="checkbox"/> 会話</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 文化理解</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 講習会出席	<input type="checkbox"/> 講師招へい	<input type="checkbox"/> 接遇	<input type="checkbox"/> 会話	<input type="checkbox"/> 文化理解	<input type="checkbox"/> その他						
<input type="checkbox"/> 講習会出席	<input type="checkbox"/> 講師招へい												
<input type="checkbox"/> 接遇	<input type="checkbox"/> 会話												
<input type="checkbox"/> 文化理解	<input type="checkbox"/> その他												
<input type="checkbox"/> 外国語対応のショップカードや店舗 案内リーフレット等の作成・印刷	今回、多言語化に取り組む言語の□に✓を入れる <table border="1" data-bbox="759 1823 1315 1966"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 英語</td> <td><input type="checkbox"/> 韓国語</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)</td> <td><input type="checkbox"/> タイ語</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 韓国語	<input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)	<input type="checkbox"/> タイ語	<input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)							
<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 韓国語												
<input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)	<input type="checkbox"/> タイ語												
<input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)													

(2) 店舗の概要

店舗名称	
店舗住所	〒
業種 (該当する業種を○で囲むこと)	飲食店 ・ 宿泊施設(ホテル・旅館)
取組期間(予定)	平成28年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2 補助金交付申請額 金 _____ 円

取組項目	事業費(①) ※1	補助額(②=①×1/2) ※2
メニュー表の多言語化	円	円
ホームページの多言語化	円	円
Wi-Fi アクセスポイント設置	円	円
インバウンド対応を目的とした講習会への参加や講師の招へい	円	円
外国語対応のショップカードや店舗案内リーフレット等の作成・印刷	円	円
合 計	円	円

(※1 事業費の記入においては、消費税抜きの額を記入すること)

(※2 補助額(②)の算定においては、百円単位以下は切り捨てすること)

3 収支予算

① 収入の部

区 分	収入予算額	備 考
補助金	円	
自己負担金	円	
合 計	円	

② 支出の部

区 分	支出予算額	備 考
メニュー多言語化	円	
ホームページ多言語化	円	
Wi-Fiアクセスポイント設置	円	
インバウンド対応を目的とした講習会への参加や講師の招へい	円	
外国語対応のショップカードや店舗案内リーフレット等の作成・印刷	円	
合 計	円	

4 添付書類

【全ての取組みに共通して必要なもの】

- 業者作成の見積書もしくは購入機器等の価格がわかるもの（パンフレット等）

【メニュー表、ホームページおよびショップカード等の多言語化に取り組む場合】

- 多言語化に取り組むメニュー表、ホームページ、ショップカード等の該当部分の写し（既存の日本語メニュー表、ホームページおよびショップカード等の写真または印刷物、新たに取組む場合は作成物の案）

(様式第2号)

近江牛生流第第 号
平成 年 月 日

様

「近江牛」生産・流通推進協議会長

平成28年度近江牛関連情報アクセス向上推進事業費補助金 交付決定通知書

平成28年 月 日付けで申請のあった平成28年度近江牛関連情報アクセス向上推進事業費補助金について、近江牛関連情報アクセス向上推進事業実施要領第4条、第5条、および第6条の規定により次のとおり条件を付して補助します。

記

金 _____ 円

(補助金の内訳)

取組項目	事業費 (①)	補助額 (②=①×1/2)
メニュー表の多言語化	円	円
ホームページの多言語化	円	円
Wi-Fi アクセスポイント設置	円	円
インバウンド対応を目的とした講習会への参加や講師の招へい	円	円
外国語対応のショップカードや店舗案内リーフレット等の作成・印刷	円	円
合 計	円	円

- 条件
- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 2 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、会長の承認を受けること。
 - 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、会長に報告してその指示を受けること。
 - 4 補助事業を中止し又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
 - 5 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し不相当と認めた場合は、当該補助事業による補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 6 事業完了後速やかに別に定める様式により実績報告書を会長に提出すること。
 - 7 本補助金の実施要領を順守すること。

(様式第3号)

平成 年 月 日

「近江牛」生産・流通推進協議会
会長 田 中 正 一 様

住所又は所在地
申請者 施 設 の 名 称
代 表 者 氏 名 ④
連 絡 先 TEL

平成28年度近江牛関連情報アクセス向上推進事業費補助金 変更交付申請書

平成 年 月 日付け近江牛生流協第 号をもって補助金交付決定通知を受けた近江牛関連情報アクセス向上推進事業費補助金について、平成28年度近江牛関連情報アクセス向上推進事業実施要領第7条の規定により変更交付を受けたく申請します。

記

1 変更理由

(変更内容に該当する□に☑を記入すること)

1	<input type="checkbox"/> 事業の廃止	
2	<input type="checkbox"/> 取組の追加	(追加する取組) <input type="checkbox"/> メニュー表の多言語化 <input checked="" type="checkbox"/> ホームページの多言語化 <input checked="" type="checkbox"/> Wi-Fi アクセスポイント設置 <input checked="" type="checkbox"/> インバウンド対応を目的とした講習会への参加や講師の招へい <input checked="" type="checkbox"/> 外国語対応のショップカードや店舗案内リーフレット等の作成・印刷
3	<input type="checkbox"/> 一部取組の取りやめ	(とりやめる取組) <input type="checkbox"/> メニュー表の多言語化 <input checked="" type="checkbox"/> ホームページの多言語化 <input type="checkbox"/> Wi-Fi アクセスポイント設置 <input checked="" type="checkbox"/> インバウンド対策を目的とした講習会への参加や講師の招へい <input checked="" type="checkbox"/> 外国語対応のショップカードや店舗案内リーフレット等の作成・印刷
4	<input type="checkbox"/> 既に交付決定を受けた取組での事業費の増加(補助額が増加するものに限る)	

2 変更を受けようとする補助金の額及びその算出根拠

(1) 補助金の額

	事業費 (①)	補助額 (②=①×1/2)
【既交付決定額 (変更前)】		
【変更交付申請額 (変更後)】		

(※1 事業費の記入においては、消費税抜きの額を記入すること)

(※2 補助額 (②) の算定においては、百円単位以下は切り捨てすること)

(2) 算出根拠(補助金の内訳)

【既交付決定額(変更前)】

取組項目	事業費(①) ※1	補助額(②=①×1/2) ※2
メニュー表の多言語化	円	円
ホームページの多言語化	円	円
Wi-Fi アクセスポイント設置	円	円
インバウンド対応を目的とした講習会への参加や講師の招へい	円	円
外国語対応のショップカードや店舗案内リーフレット等の作成・印刷	円	円
合 計	円	円

【変更交付申請額(変更後)】

取組項目	事業費(①) ※1	補助額(②=①×1/2) ※2
メニュー表の多言語化	円	円
ホームページの多言語化	円	円
Wi-Fi アクセスポイント設置	円	円
インバウンド対応を目的とした講習会への参加や講師の招へい	円	円
外国語対応のショップカードや店舗案内リーフレット等の作成・印刷	円	円
合 計	円	円

(※1 事業費の記入においては、消費税抜きの額を記入すること)

(※2 補助額(②)の算定においては、百円単位以下は切り捨てること)

3 添付書類 (交付申請に準じて、変更内容がわかる資料を添付すること)

(様式第4号)

平成 年 月 日

「近江牛」生産・流通推進協議会
会長 田中正一様

住所又は所在地
申請者 施設の名称
代表者氏名 ⑩
連絡先 TEL

平成28年度近江牛関連情報アクセス向上推進事業費補助金 実績報告書

平成 年 月 日付け近江牛生流協第 号をもって補助金交付決定通知を受けた近江牛関連情報アクセス向上推進事業費補助金について、平成28年度近江牛関連情報アクセス向上推進事業実施要領第8条の規定により報告します。

記

- 1 完了の年月日 平成 年 月 日
- 2 補助金確定を受けたい額 金 _____ 円

3 事業内容

(1) 実施した取組

取組項目 (取り組んだ項目の□に✓を記入)	取組内容						
<input type="checkbox"/> メニューの多言語化	今回、多言語化に取り組んだ言語の□に✓を記入 <table border="1" data-bbox="758 499 1313 645"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 英語</td> <td><input type="checkbox"/> 韓国語</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)</td> <td><input type="checkbox"/> タイ語</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 韓国語	<input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)	<input type="checkbox"/> タイ語	<input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)	
<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 韓国語						
<input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)	<input type="checkbox"/> タイ語						
<input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)							
<input type="checkbox"/> ホームページの多言語化 多言語化に取り組む ホームページアドレス： <input type="text" value="http// :"/>	今回、多言語化に取り組んだ言語の□に✓を記入 <table border="1" data-bbox="758 712 1313 857"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 英語</td> <td><input type="checkbox"/> 韓国語</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)</td> <td><input type="checkbox"/> タイ語</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 韓国語	<input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)	<input type="checkbox"/> タイ語	<input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)	
<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 韓国語						
<input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)	<input type="checkbox"/> タイ語						
<input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)							
<input type="checkbox"/> Wi-Fi アクセスポイント設置							
<input type="checkbox"/> インバウンド対応を目的とした 講習会への参加や講師の招へい	今回、多言語化に取り組んだ言語の□に✓を記入 <table border="1" data-bbox="758 958 1313 1122"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 講習会出席</td> <td><input type="checkbox"/> 講師招へい</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 接遇</td> <td><input type="checkbox"/> 会話</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 文化理解</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 講習会出席	<input type="checkbox"/> 講師招へい	<input type="checkbox"/> 接遇	<input type="checkbox"/> 会話	<input type="checkbox"/> 文化理解	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 講習会出席	<input type="checkbox"/> 講師招へい						
<input type="checkbox"/> 接遇	<input type="checkbox"/> 会話						
<input type="checkbox"/> 文化理解	<input type="checkbox"/> その他						
<input type="checkbox"/> 外国語対応のショップカードや店舗 案内リーフレット等の作成・印刷	今回、多言語化に取り組んだ言語の□に✓を記入 <table border="1" data-bbox="758 1171 1313 1317"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 英語</td> <td><input type="checkbox"/> 韓国語</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)</td> <td><input type="checkbox"/> タイ語</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 韓国語	<input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)	<input type="checkbox"/> タイ語	<input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)	
<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 韓国語						
<input type="checkbox"/> 中国語(繁体字)	<input type="checkbox"/> タイ語						
<input type="checkbox"/> 中国語(簡体字)							

4 収支決算

① 収入の部

区 分	収入決算額（※1、※2）	備 考
補助金	円	
自己負担金	円	
合 計	円	

② 支出の部

区 分	支出決算額	備 考
メニュー多言語化	円	
ホームページ多言語化	円	
Wi-Fiアクセスポイント設置	円	
インバウンド対応を目的とした講習会への参加や講師の招へい	円	
外国語対応のショップカードや店舗案内リーフレット等の作成・印刷	円	
合 計	円	

（※1 事業費の記入においては、消費税抜きの額を記入すること）

（※2 補助額（②）の算定においては、百円単位以下は切り捨てすること）

5 添付書類

- ・ 請求書
- ・（該当する場合）多言語化済みのメニュー、ホームページ（印刷物で可）
外国語対応のショップカードや店舗案内リーフレット等（原本）
- ・（該当する場合）Wi-Fi アクセスポイントを設置した店舗内見取図、設置後の写真
- ・（該当する場合）インバウンド講習会の概要がわかる資料

(様式第5号)

近江牛生流第第 号
平成 年 月 日

様

「近江牛」生産・流通推進協議会長

平成28年度近江牛関連情報アクセス向上推進事業費補助金 額の決定通知について

平成 年 月 日付けで実績報告のあった平成28年度近江牛関連情報アクセス向上推進事業費補助金について、近江牛関連情報アクセス向上推進事業実施要領第9条の規定によりその額を決定したので通知します。

記

金 _____ 円

(補助金の内訳)

取組項目	事業費 (①)	補助額 (②=①×1/2)
メニュー表の多言語化	円	円
ホームページの多言語化	円	円
Wi-Fi アクセスポイント設置	円	円
インバウンド対策を目的とした講習会への参加や社内講習会の開催	円	円
外国語対応のショップカードや店舗案内リーフレット等の作成・印刷	円	円
合 計	円	円

(様式第6号)

平成 年 月 日

「近江牛」生産・流通推進協議会
会長 田 中 正 一 様

住所又は所在地
申請者 施 設 の 名 称
代 表 者 氏 名 ⑩
連 絡 先 TEL

平成28年度近江牛関連情報アクセス向上推進事業費補助金 交付請求書

平成 年 月 日付け近江牛生流協第 号をもって補助金交付額の確定を受けた
平成28年度近江牛関連情報アクセス向上推進事業費補助金について、近江牛関連情報アクセス
向上推進事業実施要領第11条の規定により次のとおり請求します。

記

金 _____ 円

補助金振込口座

金融機関名	
本支店名	
預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 ※該当する方にチェックしてください。
口座番号	
口座名義 (※カタカナで記入)	

- 振込先口座の通帳の写し、または振込先口座のキャッシュカードの写し(金融機関名、口座番号・名義がわかるもの)を添付してください。